

託送料金における収入の見通しの変更承認申請について

2023年9月29日
関西電力送配電株式会社

当社は、託送供給等約款料金の設定の基礎となる「収入の見通し」（事業計画※の実施に必要な見積費用）について、経済産業省令等に基づき、至近の状況変化等を踏まえた「収入の見通し」を算定し、本日、経済産業大臣に対し変更承認申請を行いました。

現行の託送料金制度（レベニューキャップ制度）では、規制期間における料金は原則として5年一律とされていますが、2024年度から発電事業者等にご負担いただく発電側課金制度が導入されることに伴い料金体系の見直しが必要となることを踏まえ、昨年12月に国の承認を受けた「収入の見通し」について、その時点では反映ができなかった外生的な費用変動等を期中で調整するものです。

今回申請した「収入の見通し」は、昨年12月に承認を受けた第1規制期間（2023～27年度）の「収入の見通し」に比べ、90億円／年の増加の7,244億円／年となります。

当社としては、今後、国による審査に真摯に対応してまいります。また、電力の安全・安定供給はもとより、電力のゼロカーボン化、レジリエンス強化といった社会的便益の達成に向けて、引き続き全力で取り組んでまいります。

※事業計画

国が定めた「一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針」に基づき、第1規制期間（2023～2027年度）における収入の見通しを算定する際の前提となる、当社が取り組むべき目標計画、前提計画、費用計画、投資計画、効率化計画等について記載したものを。

以上

別紙：託送料金における収入の見通しの変更承認申請について

別紙の一部を差し替えています。（10/13プレスリリース）

託送料金における収入の見通しの 変更承認申請について

関西電力送配電株式会社

2023年9月29日

- 当社は、託送供給等約款料金の設定の基礎となる「収入の見通し」（事業計画※の実施に必要な見積費用）について、経済産業省令等に基づき、至近の状況変化等を踏まえた「収入の見通し」を算定し、本日、経済産業大臣に対し変更承認申請を行いました。
- 現行の託送料金制度（レベニューキャップ制度）では、規制期間における料金は原則として5年一律とされていますが、2024年度から発電事業者等にご負担いただく発電側課金制度が導入されることに伴い料金体系の見直しが必要となることを踏まえ、昨年12月に国の承認を受けた収入の見通しについて、その時点では反映ができなかった外生的な費用変動等を期中で調整するものです。
- 今回申請した収入の見通しは、昨年12月に承認を受けた第1規制期間（2023～27年度）の収入の見通しに比べ、90億円／年の増加の7,244億円／年となります。
- 当社としては、今後、国による審査に真摯に対応してまいります。また、電力の安全・安定供給はもとより、電力のゼロカーボン化、レジリエンス強化といった社会的便益の達成に向けて、引き続き全力で取り組んでまいります。

※ 事業計画

国が定めた「一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針」に基づき、第1規制期間（2023～2027年度）における収入の見通しを算定する際の前提となる、当社が取り組むべき目標計画、前提計画、費用計画、投資計画、効率化計画等について記載したものを。

1. 発電側課金制度の概要	……P.3
2. 収入の見通しにおける変動額	……P.5
3. 今後のスケジュール	……P.8
参考：発電側課金制度の概要（詳細説明資料）	……P.9

※本資料内の数値は、端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

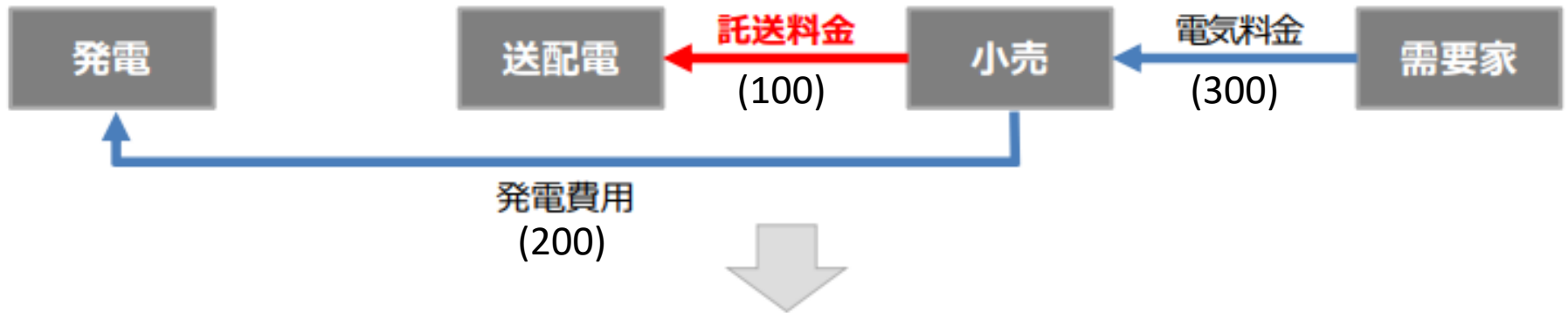
1. 発電側課金制度の概要

発電側課金は、電力システムを効率的に利用するとともに、再生可能エネルギー導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うため、現状は小売電気事業者等が負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、系統利用者である発電事業者等に一部の負担を求め、より公平な費用負担とする制度であり、2024年度からの導入が予定されています。

＜2023年4月制度設計専門会合 発電側課金について中間とりまとめ概要 一部加工＞

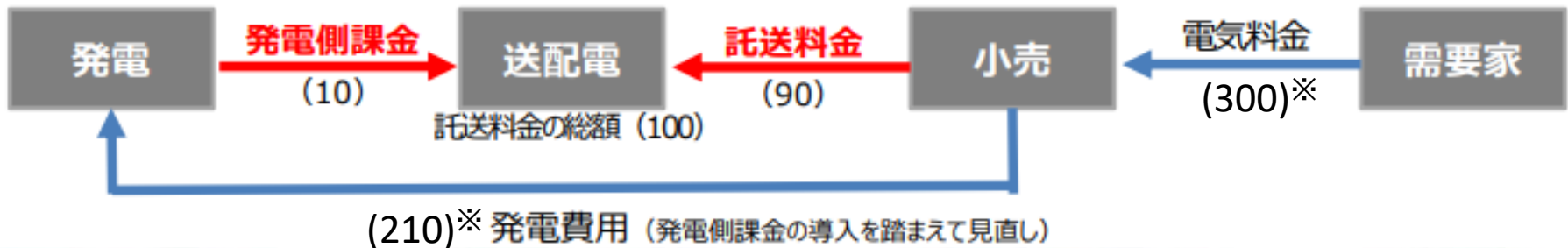
＜現行の託送料金制度＞

小売電気事業者（需要側）に100%課金



＜発電側課金の導入後（イメージ）＞

小売電気事業者（需要側）・発電事業者（発電側）の双方に課金

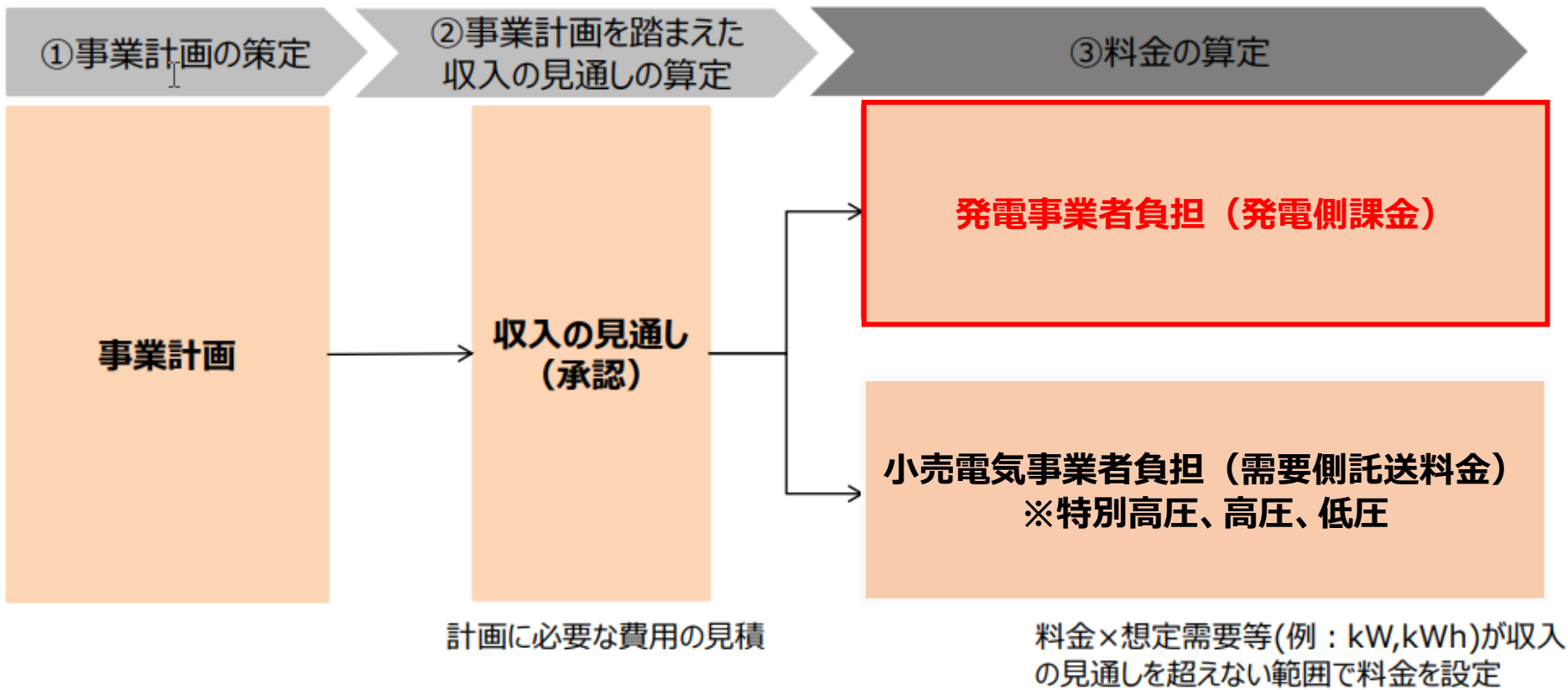


※ 本制度導入に伴い、発電費用および電気料金を具体的にどのように見直すのかについてはそれぞれの発電事業者等・小売電気事業者が判断するものであり、金額についてはイメージを記載しています。

発電側課金は、新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）において定める収入の見通し（見積費用）のうち、発電事業者負担分として配分される費用の回収を行うものであり、レベニューキャップ制度と統合的な仕組みとして設計されています。

<2023年7月18日料金制度専門会合（第46回）資料4 一部加工>

<イメージ>



2. 収入の見直しにおける変動額

今回、発電側課金制度の導入に伴い料金体系の見直しが必要となる状況の中、国の審議会における整理等を踏まえ、昨年申請時点では反映できなかった外生的な費用変動を反映した結果、収入の見直しは、第一規制期間合計で358億円増の36,130億円となりました。

当該変動額は、第一規制期間の2024～2027年度に反映されるため、収入の見直しは4年平均で90億円増の7,244億円^{※1}となります。

※1: (今回5か年計:36,130 - 直近承認の年平均:7,154) ÷ 4年

(億円)

	直近承認 (2022年12月承認)		今回		変動額		変動要因 (数値は年平均)
	5か年計	年平均	5か年計	年平均 ^{※2}	5か年計	年平均	
OPEX ※3	8,397	1,679	8,397	1,679	0	0	-
CAPEX ※4	4,414	883	4,414	883	0	0	-
次世代投資	930	186	930	186	0	0	-
その他費用	4,945	989	4,945	989	0	0	-
控除収益	▲1,550	▲310	▲1,550	▲310	0	0	-
制御不能費用	13,607	2,721	13,951	2,807	+344	+86	追加供給力確保費用 +42 インバランス収支過不足額 +33 容量拋出金(稀頻度リスク対応分) +13 ブラックスタート電源確保費用 +12 最終保障供給に係る損益 +3 容量拋出金(2026約定価格反映) ▲17
事後検証費用	3,320	664	3,335	668	+15	+4	電源 I・I' 確保費用 +4
事業報酬	1,708	342	1,708	342	0	0	-
合計	35,772	7,154	36,130	7,244	+358	+90	-

※2: 2024～2027年度平均 = (今回5か年計 - 直近承認の年平均) ÷ 4年

※3: 「Operating Expense」の略。人件費、委託費、一般経費などの事業経費

※4: 「Capital Expenditure」の略。新設設備の減価償却費、取替修繕費などの設備関連費

(参考) 項目ごとの変動理由

実績確定等に伴う調整力費用の変動(+91億円/年)ならびに約定価格の確定に伴う調整力費用の変動(▲1億円/年)を反映した結果、変動額は+90億円/年となります。

区分	項目	変動額 (億円)		変動理由
		規制期間計	2024-27 平均	
実績確定等に伴う 調整力費用の変動	追加供給力確保費用	+169	+42	2022年度夏季・冬季の追加供給力確保に要した実績費用を反映 (0→42億円/年)
	インバランス収支過不足額	+131	+33	2022年度インバランス収支実績※を反映 (0→33億円/年)
	容量拋出金 (稀頻度リスク)	+51	+13	2025～2027年度容量市場における稀頻度リスク対応分を反映 (0→13億円/年)
	最終保障供給に係る損益	+13	+3	2022年度最終保障供給の収支実績を反映 (12→15億円/年)
	小計	+364	+91	—
約定価格の確定に伴う 調整力費用の変動	ブラックスタート電源確保費用	+47	+12	2023・2026年度向けブラックスタート機能公募の約定価格を反映 (4→16億円/年)
	電源 I・I' 確保費用	+15	+4	2023年度向け電源 I・I' 約定価格を反映 (35→39億円/年)
	容量拋出金 (約定結果)	▲68	▲17	2026年度向け容量市場メインオークション約定価格を反映 (36→19億円/年)
	小計	▲6	▲1	—
合計		+358	+90	—

※ インバランスに係る債権の貸倒損を含む。

(参考) 変動項目の概要

区分	項目	概要
実績確定等に伴う調整力費用の変動	追加供給力確保費用	夏季・冬季の追加供給力 (kW・kWh) を公募により確保するために必要となる費用 〈2022年度実績反映〉
	インバランス収支過不足額	電気事業託送供給等収支計算規則に基づき作成されたインバランス等取引損益 (追加供給力確保費用を除く) 〈2022年度実績反映〉
	容量拋出金 (稀頻度リスク)	容量市場にて国全体で確保した必要な供給力(kW価値)のうち、厳気象時に生じる電源脱落等の稀頻度リスク対応分 (一般送配電事業者の負担範囲: H3 需要の+1%分) を確保するために必要となる費用 (2023年7月に国の審議会にて整理) 〈2025~27年度稀頻度リスク反映〉
	最終保障供給に係る損益	電気事業託送供給等収支計算規則に基づき作成された最終保障供給取引損益 〈2022年度実績反映〉
約定価格の確定に伴う調整力費用の変動	ブラックスタート電源確保費用	広範囲の停電が起こった際に、外部から電源供給なしに発電を開始出来る機能を有する電源を公募により確保するために必要となる費用〈2023・2026年度約定価格反映〉
	電源 I・I' 確保費用	周波数制御・需給バランス調整に対応する調整力を公募により確保するために必要となる費用 〈2023年度約定価格反映〉
	容量拋出金 (約定結果)	容量市場にて国全体で確保した必要な供給力 (kW価値) のうち、偶発的需給変動対応分 (一般送配電事業者の負担範囲: H3 需要の+7%分) を確保するために必要となる費用 〈2026年度約定価格反映〉

3 今後のスケジュール

今回、変更承認申請した収入の見通し（見積費用）は、今後、国による審査を経た後、「収入上限」として承認されることとなります。

その後、承認された収入上限を基に新たに発電側単価を含めた託送料金を設定し、託送供給等約款の変更認可申請を実施します。託送供給等約款は、国による審査を経て、認可された後、新託送料金が適用されます。

	2023年度	2024年度
	下期	上期
事業計画	▼ 提出	発電側課金制度 新料金適用
収入の見通し （見積費用）	▼申請 → 審査 → ★承認	
託送供給等約款	▼申請 → 審査 → ★認可	

（注） 審査の進捗状況などにより、スケジュールが変更となる可能性があります

参考：発電側課金制度の概要（詳細説明）

<2023年4月制度設計専門会合 発電側課金について中間とりまとめ概要 一部抜粋>

① 課金対象

- 発電側課金については、**系統に接続し、かつ、系統側に逆潮させている電源全てを課金対象とすることを基本**とする。ただし、系統側への逆潮が10kW未満と小規模な場合は、当分の間、課金対象外とする。
- 発電側課金の導入が再エネの最大限の導入を妨げないよう、FIT電源等の取扱いについて、資源エネルギー庁の審議会において整理がなされた。**既認定FIT/FIPについては、調達期間等が終了してから発電側課金の対象**にすること、また、新規FIT/FIPについては、調達価格等の算定において考慮し、非FIT/卒FITについては、事業者の創意工夫（相対契約等）の促進及び円滑な転嫁の徹底を行うこととされた。

発電側課金の対象に関する基本的な考え方



系統に接続し、かつ、系統側に逆潮させている電源全てを課金対象とする

ただし、以下については課金対象外



系統側への逆潮が10kW未満の電源

調達期間等内の既認定FIT/FIP

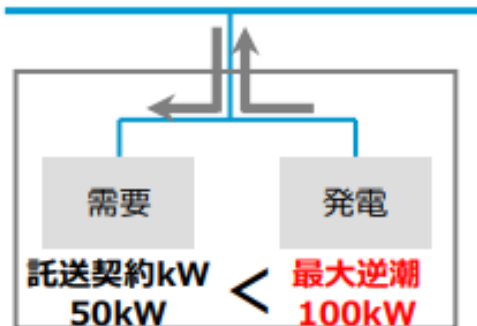
<2023年4月制度設計専門会合 発電側課金について中間とりまとめ概要 一部抜粋>

②課金方法 (kW課金とkWh課金)

- 発電側課金に関しては、固定料金であるkW課金と従量料金であるkWh課金の2つの方法で実施。
- なお、揚水発電・蓄電池を經由した際の発電側課金の負担に鑑み、他の電源との公平性の観点から、揚水発電・蓄電池のkWh課金については免除することが、資源エネルギー庁の審議会において整理された。

kW課金 (固定料金)

- kW課金の対象kWは、需要側の託送契約kWを上回る発電側の逆潮流kW分。



kWh課金 (従量料金)

- kWh課金はメーター計測値によって把握する値を、対象電力量とする。

